

令和 3 年 第 1 回 筑前町議会臨時会会議録	
招集年月日	令和 3 年 2 月 1 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 3 年 2 月 1 日 (月) 1 0 時 0 0 分
閉 会	令和 3 年 2 月 1 日 (月) 1 0 時 3 4 分
出席議員	議長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 近 藤 亮 太 企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美 税 務 課 長 吉 浦 高 幸 住 民 課 長 亀 田 美 香 出 納 室 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 川 波 剛 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 倉 掛 俊 一 上 下 水 道 課 長 尾 籠 浩 一 郎 福 祉 課 長 宮 崎 宣 匡 こ ど も 課 長 一 木 眞 澄 教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 福 本 歆
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲 村 浩 之 田 中 晴 美

議 事 録

令和3年第1回臨時会

令和3年2月1日（月）

開 会	
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は１４人につき、定足数に達しております。 ただいまから、令和３年第１回筑前町議会臨時会を開会します。 （１０：００）
日程第１	
議 長	日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。 本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定によって、３番 持山英幸議員、４番 石橋里美議員を指名します。
日程第２	
議 長	日程第２「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。 本臨時会の会期は本日２月１日の１日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は本日１日間と決定いたしました。
日程第３	
議 長	日程第３「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 田頭町長
町 長	おはようございます。 本日は、令和３年第１回臨時会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。 いまだコロナ感染拡大の勢いが増し、福岡県が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下にある中での議会開催でございます。昨年１２月の定例会時よりも事態は深刻化しております。 筑前町におきましても、今は住民で三密対策等、感染拡大防止に努める他はないと考えております。そして、一日も早いワクチン接種を実施したい。そのための準備を国と県と連動しながら懸命に取り組んでおります。本日、対策室を立ち上げました。まずはワクチン接種まで行歩し、頑張ろうとの思いで、コロナ対応を最優先で取り組んで参ります。 それでは、本日提案します議案４案件の提案理由の説明を申し上げます。 報告第１号及び第２号 専決処分の報告につきましては、宗像ユリックス駐車場内及び本庁舎駐車場内での事故について損害を賠償し、示談するにあたり地方自治法の規定により専決処分としたので報告するものです。 承認第１号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、農災第１号とりのす鳥巣地区災害復旧工事を施工するにあたり、工事内容の変更に伴い工事請負契約を変更する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。 承認第２号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施のための予算が不足するため、筑前町一般会計予算を補正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。 以上、ご提案申し上げますので、慎重にご審議をいただき賛同賜りますようお願い申し上げます。あいさつ並びに提案理由の説明といたします。

	よろしく願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 報告第1号「専決処分の報告について（宗像ユリックス駐車場内での事故）」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	おはようございます。 議案書の2ページをお願いいたします。 報告第1号「専決処分の報告について」 地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をするものです。 本日付、町長名です。 3ページをお願いします。 令和2年専決第10号、専決処分書。 地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。 令和2年12月11日に専決処分したものであります。 事故名は、宗像ユリックス駐車場内での事故。 事故発生日、令和2年1月22日。 事故の相手方は、他自治体。 事故の概要は、令和2年1月22日に宗像ユリックス駐車場内におきまして、職員がバックで駐車しようとしたところ隣に駐車してあった他自治体の公用車に接触したものであります。 損害賠償額は、2万2,000円です。賠償額につきましては、本町が加入しております全国自治協会の自動車共済保険から支払い済みとなっております。 以上で報告を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 横山議員
横山議員	事故の発生日が1月22日ということで、専決処分したのが12月ということで11か月等々あるわけですね。何でこんなに時間がかかったのか。保険が下りたからというようなことでいろいろ話が今までもございましたけども、その辺りをもうちょっとご説明いただきたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 賠償等の示談等につきましては、全国自治協会のほうで行っていただきますけど、今回の相手方が他の自治体ということで、同じように、示談に当たりましては議会の議決等が必要になってまいりますので、その関係で、相手方がこれで示談をするということが決定をされたのが少し遅くなったということでございます。
議 長	横山議員
横山議員	同じ関連の質問なんですけども、他の自治体ということで、いろんな手続等々で時間がかかったというのは分かります。ただ、1月の事故ということなので、途中、報告があってもよかったんじゃないかなというふうに思いますけども、その辺りはどうお考えでしょうか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。

	地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をして、その報告をさせていただきます。また、議会の報告をするべき事項等も地方自治法に規定がされておりますので、それに則り示談をしようとするときに報告をさせていただいているということになります。今のご質問は、途中でということでありませうけど、示談をしようとするときに報告をさせていただいているという形になります。
議 長	横山議員
横山議員	すみません、今、示談をしようとしているときに報告をするというふうに答弁があったと思うんですけども、実際、これはもう専決処分しましたよという報告、初めて聞いたんですね、我々は。その辺りにちょっと行き違いがあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 事故の内容等について、今回、町長が専決処分をさせていただいております。事故について、多大な事故、そういったものについては当然、途中の経過報告等が必要になると思いますし、今回の事故の内容につきましては、町長が専決処分できるといったような内容でございますので、そういった形で報告をさせていただいているという状況です。
議 長	ほかにございませんか。 石橋議員
石橋議員	公用車を使うにあたりまして、こういう事故が起こらないために町としてはどのような対策なりをされていらっしゃるのでしょうか。お聞きいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 事故等の発生につきましては、毎年数件、大きな事故ではありませんけど、今回の事例のような接触事故というのは毎年、数件発生をしております。人身事故というのはここ3年ほどはございませんけど、そういった事故があるたびにフォーラム等で注意喚起等を行っておるところであります。 今後も、安全運転に努めるように指導、そして注意喚起を引き続き行っていきたいというふうに考えます。
議 長	ほかにございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これで本件の報告を終わります。
日程第5	
議 長	日程第5 報告第2号「専決処分の報告について（本庁舎駐車場内での事故）」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書4ページをお願いいたします。 報告第2号「専決処分の報告について」 地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をするものです。 本日付、町長名です。 5ページをお願いします。 令和2年専決第11号、専決処分書。 地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

	令和2年12月16日に専決処分したものであります。 事故名、本庁舎駐車場内での事故。 事故発生日は、令和2年11月19日。 事故の相手方は、町内居住者です。 事故の概要につきましては、令和2年11月19日に本庁舎駐車場内において、職員が停車中の公用車のドアを開けたまま作業を行っていたために、強風で隣に駐車してありました車に運転席ドアが接触をしたものでございます。 損害賠償額は、4,092円。 賠償額につきましては、全国自治協会の自動車共済組合から支払い済みであります。 以上で報告を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	駐車場内でどんな作業をされていたんですか。
議 長	財政課長
財政課長	荷物の出し入れを行っておったということです。
議 長	河内議員
河内議員	風が強いときは、ドアが風に持っていかれて開くというのは十分あり得ることです。これからも十分注意するように職員の指導をお願いします。
議 長	ほかにございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これで本件の報告を終わります。
日程第6	
議 長	日程第6 承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（農災第1号鳥巣^{とりのす}地区災害復旧工事）」を議題とします。 説明を求めます。 建設課長
建設課長	議案書の6ページをお願いいたします。 承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほどの町長説明のとおりでございます。 専決の内容につきましては、次の7ページをお開きください。 令和2年専決第12号、専決処分書でございます。 令和2年3月13日付け第20号議案をもって議決された工事請負契約の締結（農災第1号鳥巣^{とりのす}地区災害復旧工事）に係る議決内容を一部を別添のとおり専決処分する。 令和2年12月16日付、町長名でございます。 8ページのほうに請負契約の変更内容を記載いたしております。 説明につきましては、従前より変更のない内容につきましては説明を省略させていただきます。 2、契約の方法、変更後、随意契約。

	3、請負契約額、税込みで、変更前が5,170万円、変更後5,448万3,000円で、差引き税込みで278万3,000円の増額でございます。 参考でございます。 工期につきましては、令和2年2月28日から令和2年12月18日まででございます。 工事概要を別表に記載しております。 主な変更内容の擁壁工の復旧につきましては、堤体内の浸透水を安全に排出するために、当初、計画どおり石積みで間知ブロックを設置し、施工を行っております。当初設計から復旧工事も現況に合わせて施工を行っておりますので、そのため擁壁の面積が増工したものでございます。 また、法面整形につきましても同様に、当初設計から現況の地形に合わせて復旧を行っておりますので、そのために面積の増工が発生したものでございます。 この変更内容につきましては、県と協議を行いまして変更承認をいただいておりますので、全て補助対象となります。 以上で説明を終わります。よろしくお願いします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	現状に合わせ変更をされたということですが、変更しないといけないと決まったのはいつですか。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 発注後、現地の測量をいたします。その段階で、設計段階では直線でブロック積みをするようにしておりましたが、法面の形体が扇状になっておる状態が分かりましたので、施工の段階で計画を変更しながら進めていったということになります。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	12月16日に専決処分をしてるんですが、12月議会が12月11日までありました。それに追加議案という形で出す余裕はなかったんですか。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 全てまだ工事が終わっていないというふうな状況でございましたので、まずは出来高といった検査を職員のほうで行います。最終的に終わった後に竣工検査という形になりますので、まずは適正に工事が終わっているのか確認をする必要がございましたので、議会が終わってから、そういった検査があったということで、そういうふうな手続になっています。 以上です。
議 長	ほかにございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。

	これから、承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（農災第1号鳥^{とりのす}巣地区災害復旧工事）」を採決します。 本件は承認することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。
日程第7	
議 長	日程第7 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和2年度筑前町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の9ページをお願いいたします。 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。 本日付、町長名です。 提案理由につきましては、町長説明のとおりでありますので省略をいたします。 10ページをお願いします。 令和3年専決第1号、専決処分書。 令和2年度筑前町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。 令和3年1月15日に専決処分をしたものであります。 別冊の令和2年度一般会計補正予算（第7号）をお願いいたします。 1ページをお願いします。 令和2年度筑前町の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,254万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億680万5,000円とするものです。 今回の補正内容につきましては、全て新型コロナウイルスワクチン接種事業の予算となります。 歳出のほうから説明いたします。 7ページをお願いします。 4款1項3目予防費1億8,254万3,000円の増額です。 1節報酬191万8,000円、3節職員手当等22万5,000円、8節旅費8万7,000円は、事業実施に伴う会計年度任用職員の人件費です。 7節報償費44万4,000円は、ワクチン接種のデータ処理などの事務補助に対するものです。 10節需用費147万6,000円は、接種会場でのマスク、使い捨て手袋などの消耗品費及び使い捨て^{ぜつあつし}舌圧子等の医薬材料費です。 11節役務費494万5,000円は、接種会場スタッフ傷害保険料、接種通知の郵便代、対策室電話代などが主なものです。 12節委託料1億6,934万8,000円は、接種事業に伴う各種委託料です。 主なものを説明いたします。 接種体制人材派遣委託料2,557万2,000円は、コールセンター事務補助員の人材派遣委託料です。 接種券等印刷封入封^{ふうかん}緘業務委託料275万円は、クーポン券、予診票、接種案内

	等の印刷封入封緘業務を委託するものです。 接種委託料1億3,895万8,000円は、ワクチン接種1人2回分の医療機関等への接種料です。 13節使用料及び賃借料360万円は、接種会場における加湿空気清浄機、観察用簡易ベッドなどの資材賃借料です。 14節工事請負費50万円は、対策室の電話工事代です。 次に、歳入の説明をいたします。 6ページをお願いします。 16款2項4目衛生費国庫補助金1億7,967万2,000円の増額です。新型コロナウイルスワクチン接種確保事業費補助金ですが、上限見込額が示されており、その上限額を予算計上しています。 20款2項1目1節財政調整基金繰入金287万1,000円は、財源調整によるものです。 以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	議会前の全協で丁寧な説明をいただいたんですが、もう一つだけお尋ねします。 今、副反応について非常に皆さん心配されていると思うんですが、その相談窓口はどこになるんでしょうか。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 簡易的なものというか、こういうことが起きたということにつきましては、市町村で対応するような形を取られております。専門的なことになりますと県で対応といった形が今、厚労省のほうから通達が来ているような状況でございます。 その辺りも含めて体制整備を本町でも行うような形は取っておりますが、具体的なことに対しては、まだ整備ができてないというのが現状でございます。ただ、その方向に向けて整備はしていきたいというふうに思っております。 以上です。
議 長	ほかにございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和2年度筑前町一般会計補正予算（第7号）」を採決します。 本件は承認することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。
日程第8	
議 長	日程第8「常任委員会委員長及び副委員長の互選」を行います。 議会提出議案書の2ページをお開きください。 委員会条例第9条第2項の規定により、各常任委員会において委員長及び副委員長が互選されておりますので、この結果を報告いたします。

	総務建設常任委員長 木村 博文 議員 総務建設常任副委員長 木村 和彦 議員 文教厚生常任委員長 深野 良二 議員 文教厚生常任副委員長 寺原 裕明 議員 以上のとおり選任されました。
日程第 9	
議 長	日程第 9「議会運営委員の選任」を行います。 議案書は 3 ページです。 お諮りします。 議会運営委員の選任について、委員会条例第 8 条第 4 項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおりに指名したいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議会運営委員は、お手元にお配りしました名簿のとおりに選任することに決定いたしました。
日程第 1 0	
議 長	日程第 1 0「議会運営委員会委員長及び副委員長の互選」を行います。 議案書は 4 ページです。 委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、議会運営委員会委員長及び副委員長が互選されておりますので、その結果を報告します。 議会運営委員長 横山 善美 議員 議会運営副委員長 木村 博文 議員 以上のとおり選任されました。
日程第 1 1	
議 長	日程第 1 1「議会広報特別委員会委員長及び副委員長の互選」を行います。 議案書は 5 ページでございます。 委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、議会広報特別委員会において委員長及び副委員長が互選されておりますので、その結果を報告します。 議会広報特別委員長 石橋 里美 議員 議会広報特別副委員長 柳 雅明 議員 以上のとおり選任されました。
日程第 1 2	
議 長	日程第 1 2「両筑衛生施設組合議会議員の選任」を行います。 議案書は 6 ページでございます。 お諮りします。 両筑衛生施設組合議会議員の選任については、組合規約第 5 条の規定により、議長及び主管常任委員長となっております。 文教厚生常任委員長 深野 良二 議員

	を指名したいと思っております。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、両筑衛生施設組合議会議員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。これで本日の日程は全部終了いたしました。 町長、挨拶を。
町 長	閉会に当たりまして、お礼を申し上げます。提案議案全て承認、可決をいただきました。ありがとうございました。 特にコロナ感染対策、国・県等の指導、医療関係者のご協力の下、最優先事業として取り組んで参りますので、よろしくお願い申し上げます。 それから、私、昨年12月の定例会一般質問の木村議員の質問の折に答弁しておりました、私の来期の町長選出馬予定の件であります。私は来期も出馬を予定させていただきます。 前回の一般質問の答弁以降、住民の方々からも様々にご意見をいただきました。私も長期にわたること、今後のサン・ポートの方向性の問題、企業誘致、ため池災害等への喫緊の対外の継続的対応、そして今、何よりも、100年に一度とも言われるコロナ禍の対応など様々な件を熟慮の末、改めて上杉鷹山公にも学び、この困難な時代にこそ、今まで勉強させていただいた経験と繋がりをもって、克服すべき時期だと考えるに至りました。 住民、議会の皆様方と共に全力で希望に向かって取り組みたいと考えます。よろしくお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。 ありがとうございました。
閉 会	
議 長	町長の挨拶が終わりました。 会議を閉じます。 令和3年第1回筑前町議会臨時会を閉会します。 お疲れさまでした。 (10:34)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。 議 長 田中政浩 3番 議 員 折山英幸 4番 議 員 石橋里美